

## 多摩イノベーションエコシステム促進事業

# リーディングプロジェクト

### 【令和7年度募集要項】

多摩イノベーションエコシステム促進事業は、「多摩地域のイノベーションエコシステム形成に向けた取組方針」をもとに、多摩地域に集積している技術力の高い中小企業や大学・研究機関などの多様な主体が交流し連携を強める取組を展開し、多摩地域でイノベーションを起こし続ける好循環をつくることで、さらなる地域産業の活性化を図ることを目的としています。

本事業では、多摩地域でのイノベーション創出のアドバルーン（成功事例）となる「リーディングプロジェクト」を作り出すため、研究開発を終えた製品・サービスの社会実装に向けた企業等の取組を募集し、審査により選定した取組に対して、原則3か年にわたり支援を行います。

#### 応募書類の入手方法

下記URLからダウンロードしてください。

◆多摩イノベーションエコシステム促進事業

<https://tama-innovation-ecosystem.jp/info/application/4532/>

- 配布資料・提出資料一覧
- 募集要項（本紙）
- 応募書類フォーマット 様式1～5、参考資料



#### 応募方法・提出期限

◆応募方法：事務局のメールアドレス宛に、応募書類を送付してください。

◆提出期限：エントリーシート 令和7年5月23日（金）12時00分（正午）まで【必着】  
応募書類 令和7年6月2日（月）12時00分（正午）まで【必着】

#### 説明会の開催

◆開催日程：第1回 令和7年4月22日（火）11:00～12:00

第2回 令和7年5月9日（金）10:00～11:00

第3回 令和7年5月16日（金）14:00～15:00

◆開催方法：オンライン開催（Zoom）

◆申込方法：ご希望の参加日程及び当日の参加者（所属・氏名等）を以下よりご連絡ください。

<https://forms.office.com/e/GxwAnwX7CJ>

◆申込期限：開催前日12時00分（正午）まで



#### 問い合わせ先

「多摩イノベーションエコシステム促進事業」事務局

（デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ 岡田、小坂、赤澤）

電話番号：03-6213-1251

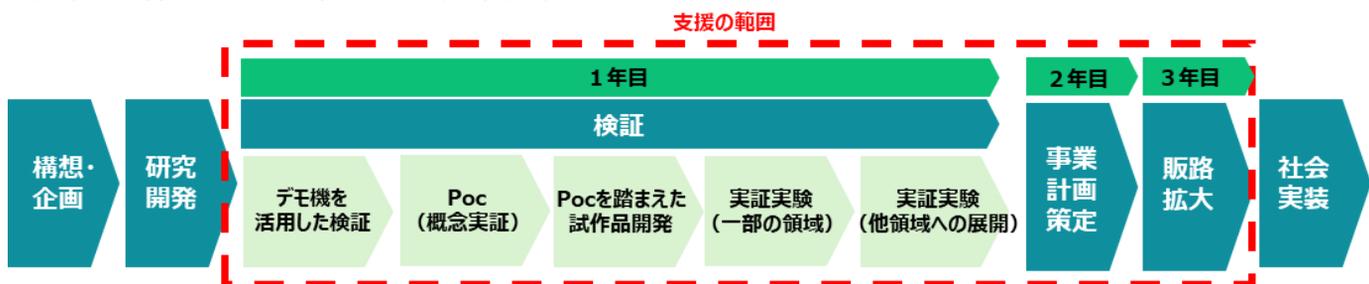
メールアドレス：[tama\\_innovation\\_ecosystem@tohmatu.co.jp](mailto:tama_innovation_ecosystem@tohmatu.co.jp)

# 1 定義

本事業並びに本募集要項における用語の定義は、以下の通りとします。

本事業	多摩イノベーションエコシステム促進事業									
事務局	本事業において、リーディングプロジェクトの募集・選定、支援を行う者。									
リーディングプロジェクト	多摩の地域課題や地域企業の課題の解決に資する、多摩地域でのイノベーション創出のアドバルーンとなり得る取組。									
プロジェクトチーム	リーディングプロジェクトへ参加する複数の事業者等（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関、自治体等）の集合。多摩地域の事業者等が含まれることが望ましいです。									
代表事業者	プロジェクトチームのうち主たる企業として応募・運営・管理を行う事業者。本事業では、中小企業（スタートアップを含む）とします。									
多摩地域	東京都のうち23区と島しょ部（伊豆諸島及び小笠原諸島）を除いた30市町村（26市3町1村）。									
重点テーマ	<p>多摩地域の社会的な課題や企業の特徴等を捉え、イノベーション創出に向けて設定した、優先的に取り組むべき9つのテーマ。</p> <p>◆重点テーマ （「多摩地域のイノベーションエコシステム形成に向けた取組方針」より）</p> <table border="1"> <tr> <td> <p><b>環境・エネルギー</b></p> <p>環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要</p> </td> <td> <p><b>健康・医療</b></p> <p>多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進展</p> </td> <td> <p><b>子ども・教育</b></p> <p>人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><b>安心・安全</b></p> <p>台風等による多摩川や秋川の溢水、土砂災害など、自然災害が激甚化</p> </td> <td> <p><b>観光・レジャー</b></p> <p>都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要</p> </td> <td> <p><b>物流・モビリティ</b></p> <p>E Cの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><b>コミュニティ活性化</b></p> <p>空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化</p> </td> <td> <p><b>ビジネスモデル改革</b></p> <p>高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要</p> </td> <td> <p><b>人材確保・育成</b></p> <p>ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要</p> </td> </tr> </table>	<p><b>環境・エネルギー</b></p> <p>環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要</p>	<p><b>健康・医療</b></p> <p>多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進展</p>	<p><b>子ども・教育</b></p> <p>人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要</p>	<p><b>安心・安全</b></p> <p>台風等による多摩川や秋川の溢水、土砂災害など、自然災害が激甚化</p>	<p><b>観光・レジャー</b></p> <p>都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要</p>	<p><b>物流・モビリティ</b></p> <p>E Cの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題</p>	<p><b>コミュニティ活性化</b></p> <p>空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化</p>	<p><b>ビジネスモデル改革</b></p> <p>高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要</p>	<p><b>人材確保・育成</b></p> <p>ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要</p>
<p><b>環境・エネルギー</b></p> <p>環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要</p>	<p><b>健康・医療</b></p> <p>多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進展</p>	<p><b>子ども・教育</b></p> <p>人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要</p>								
<p><b>安心・安全</b></p> <p>台風等による多摩川や秋川の溢水、土砂災害など、自然災害が激甚化</p>	<p><b>観光・レジャー</b></p> <p>都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要</p>	<p><b>物流・モビリティ</b></p> <p>E Cの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題</p>								
<p><b>コミュニティ活性化</b></p> <p>空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化</p>	<p><b>ビジネスモデル改革</b></p> <p>高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要</p>	<p><b>人材確保・育成</b></p> <p>ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要</p>								
検証	<p>研究開発を終えた製品・サービスの社会実装に向けた検証を多摩地域内で行うこと。</p> <p>◆本事業における検証の範囲 「デモ機を活用した検証」「PoC（概念実証）」「PoCを踏まえた試作品開発」「実証実験（一部の領域）」「実証実験（他領域への展開）」のいずれかに該当するものとします。従って、「秘密保持契約の締結」のみなど、具体的な、何らかの新しい技術やビジネスモデルの試用を伴わないものは検証には該当しないものとします。</p>									
社会実装に向けた取組	<p>社会実装（顧客を獲得し、製品・サービスを提供することができる状態、もしくは、その製品・サービスが普及し、継続的に利用される状態）の実現に向けた取組。</p> <p>◆本事業における社会実装に向けた取組の範囲 検証を踏まえた事業計画策定や、事業計画を踏まえた販路拡大に向けた取組。</p>									

## <参考：製品・サービス開発の一般的な流れ>



## 2 プロジェクトの要件

リーディングプロジェクトは、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 重点テーマのいずれかに該当するプロジェクト内容であること。
- (2) 3か年における実施事項を網羅的・一体的に実行できること。  
令和7年度（1年目）においては、研究開発を終えた製品・サービスの検証を多摩地域内で実施すること。  
令和8年度（2年目）においては、令和7年度における検証を踏まえた事業計画策定・社会実装に向けた取組を行うこと。  
令和9年度（3年目）においては、令和8年度に策定の事業計画を踏まえた販路拡大を行うこと。
- (3) 多摩における地域や企業の課題、特徴を踏まえたユニークで魅力的な取組であること。
- (4) 将来において多摩地域及び社会へのインパクトや、多摩地域の産業創出への広がりなど、多摩地域におけるイノベーションの好循環に向けた貢献が期待できるプロジェクトであること。
- (5) 新たな製品・サービスとして、ビジネスや市場に将来性があること。
- (6) 令和7年度中に検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプが明確化されており（※1）、令和8年2月末までの検証内容・スケジュールが明確かつ何らかの成果が見込めること。
- (7) 令和7年度の検証後の社会実装に向けたステップが明確になっていること（プロジェクトが中長期に目指す姿が描かれていること）。
- (8) 3か年のプロジェクトにコミットする体制が設けられていること。
- (9) 国・都道府県・区市町村等から何らかの支援を受けて同一の内容で支援を受けていないこと。ただし、検証フェーズ・内容等が異なれば本事業の対象となり得ます。

※1 検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプがすでに完成している、もしくはプロトタイプの設計や構想が完成しており、選定後、検証に向けた取り組みを開始することが可能な状態であること。プレゼンテーション審査の際に試作機や動画等によるデモンストレーションができることが望ましいです。

### 3 応募資格

応募者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 複数の主体（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）で構成するチームであること。（※2）
- (2) プロジェクトチームの代表事業者（※3）は、中小企業者（※4）（スタートアップを含む）であること。
- (3) プロジェクトチームに参加する主体が、次の①～④のいずれも該当すること。
  - ① 法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞納がないこと。
  - ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと。政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと。
  - ③ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
  - ④ その他、事務局が本プログラムを提供するにふさわしくないと判断する業務等を有さないこと。
- (4) 事務局からの支援内容（p5-p6参照）について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要していること。
- (5) プロジェクトチームの代表事業者は過去又は現にリーディングプロジェクトの支援を受けた代表事業者ではないこと。
- (6) 多摩地域でのイノベーション創出に向けた本プロジェクトの完遂に向け、主体的に取り組む意欲があること。

※2 チームの構成は複数主体の連携から成ることが求められます。そのため、チーム構成企業等の役員が代表事業者の役職員を兼務していないこと、チーム構成企業内において資本の出資関係がないことが条件となります。

※3 代表事業者は、以下の役割を担うものとします。

- (1) プロジェクトチームを代表して応募書類を提出し、費用支援を受領すること。
- (2) プロジェクトの中核として運営・管理する責任を負うこと。
- (3) 本事業の選定決定後、必要に応じてチーム構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること。

※4 中小企業者の定義は、中小企業基本法の規定に基づきます。

中小企業庁 (<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

## 4 支援内容

本事業では、10件程度のリーディングプロジェクトを選定し、原則3か年にわたり事務局から以下の支援を行います。

### (1)ハンズオン支援

事務局より以下に関する支援を行います。

<1年目：製品・サービスの社会実装に向けた検証>

社会実装に向けたプロジェクトの検証の計画策定から実行について、事務局より以下に関する助言等を行います。

- ① プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整
- ② 必要な資金の算出及び調整
- ③ 検証支援（事前確認、調整、計画書作成等を含む）・進行管理
- ④ 検証結果取りまとめ及び中間・最終報告資料作成
- ⑤ スポットメンタリング（※5）

<2年目：事業計画の策定、社会実装に向けた取組>

1年目の検証を踏まえ、社会実装に向けた取組の計画策定から実行について、事務局より以下に関する助言等を行います。

- ① 社会実装に関する課題整理（目標設計、事業計画の策定（※6）、役割分担調整、必要資金算出等）
- ② 短期的課題（マーケティング戦略、知財戦略、パイロット顧客開拓、広報戦略、売上予測、資金調達等）に対する集中助言
- ③ 公的機関等の支援策（補助金・助成金等）の情報提供
- ④ プロジェクトの周知に係る協力（周知方法・ツール作成等）
- ⑤ 取組結果とりまとめ及び報告資料作成補助
- ⑥ スポットメンタリング（※5）

<3年目：販路拡大のための展示会出展>

2年目に策定した事業計画を踏まえた、販路拡大のための展示会出展に向けた支援を行います。

※5 必要に応じて、技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。原則、1プロジェクトあたり4回までとします。

（秘密保持契約が必要となる内容はスポットメンタリングの対象外。）

※6 第2四半期中（～9月）に事業計画書（案）を策定し、社会実装に向けた具体的な活動を踏まえて、更なるブラッシュアップを行います。

## (2)費用支援

検証に要する費用について、1プロジェクト当たり以下の通り支援します。費用支援の期間については最初の2年間のみとし、2年目の費用を支援するか否かの最終決定は、令和8年度に改めて費用支援の申請をしていただいたうえでいきます。

### <1年目：製品・サービスの社会実装に向けた検証>

検証に要する費用について、1プロジェクト当たり最大500万円（税込）を支援します。対象費目は事業費と委託・外注費とし、プロジェクトチームの人件費は含まれません。また、車、パソコン等の本検証および2年目以降の社会実装に向けた取組以外でも使用できる資産については、申請の際に事業への必要性の説明を行い、協議の上、費用支援の対象とするかを判断する場合があります。

### 対象費目と詳細事例

大項目	小項目（例）	詳細（例）
事業費	広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証参加者リクルートのためのポスター・チラシ作成費用</li> <li>事業での取り組みを対外的に発信するWEB広告・HP作成費用</li> </ul>
	研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>サンプルの加工を行うための加工装置の導入費用</li> <li>製品を製作するために用いる原材料の購入・輸送費用</li> </ul>
	郵送費	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証に使用する機器を被験者や協力機関に送付する郵送費用</li> <li>連携候補先や営業先に対し資料を送付するための郵送費用</li> </ul>
	通信費	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証で用いるネットワーク回線の利用料</li> <li>検証参加者に案内を行うためのSMSサービス利用料</li> </ul>
	会場費	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証を行った会場の使用料</li> <li>プロジェクトの説明会を行うための会場の使用料</li> </ul>
委託・外注費	調査費	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行特許についての調査費用</li> <li>法規制、税制に関するアドバイザリー費用</li> </ul>
	工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証に用いる電源工事の費用</li> <li>検証に用いるネットワーク工事の費用</li> </ul>
	システム設計費	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証する機能を製品に追加するための開発設計費用</li> <li>検証に用いるスマートフォンアプリの開発費用</li> </ul>
	各種委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査に用いるサンプル製品のデザイン製作費用</li> <li>検証に必要な材料加工費用</li> </ul>

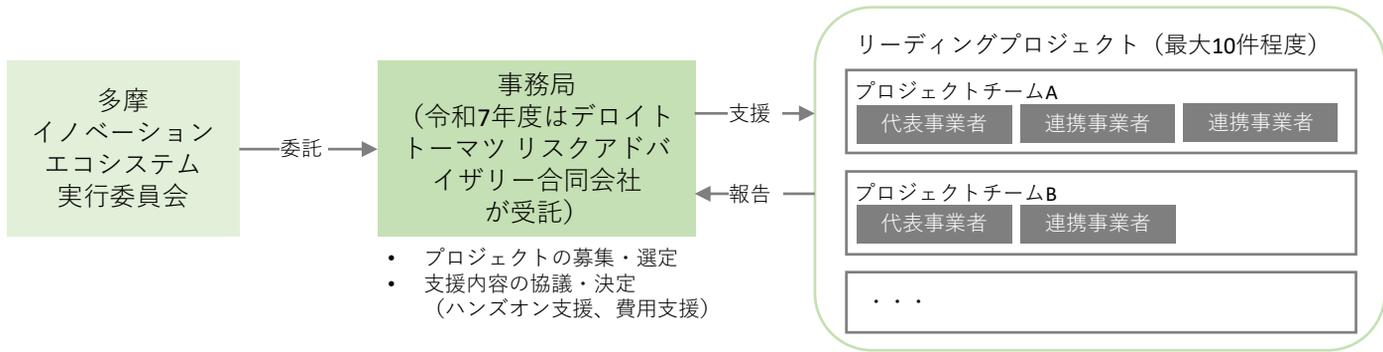
### <2年目：事業計画の策定、社会実装に向けた取組>

事業計画書に基づいて行う社会実装に向けた取組に要する費用について、1プロジェクト当たり最大500万円（税込）を支援します。対象費目は事業費と委託・外注費とし、プロジェクトチームの人件費は含まれません。対象費目の事例は1年目に準じます。

<3か年の支援の流れ（予定）>

	1年目			2年目			3年目		
	7月	～	2月	6月	～	2月	6月	～	2月
ハンズオン支援	検証の支援			事業計画策定等の支援			展示会出展の支援		
費用支援	1プロジェクト最大500万円/年度								

<支援スキーム>



各リーディングプロジェクトへの支援内容は、応募書類に基づき、選定後に事務局が決定します。

5 支援期間

各年度以下の期間において支援します。

1年目：令和7年7月～令和8年2月

2年目：令和8年6月～令和9年2月

3年目：令和9年6月～令和10年2月

ただし、実施する内容について毎年度申請を行った上で、審査を受ける必要があります。応募内容によっては2年目以降の選定が受けられない場合もありますので、予め御承知おきください。また、2年目、3年目支援の実施については当該年度の東京都の予算議決が前提となります。

選定が受けられず支援が行われない場合や予算議決が得られず支援が行われない場合、不測の事態により支援が行われない場合でも、それに伴う損失等について本事業の実行委員会は一切の責任を負いかねますことを御了承願います。

※支援期間中に中間報告及び最終報告等の実施を予定しています。

## 6 応募方法

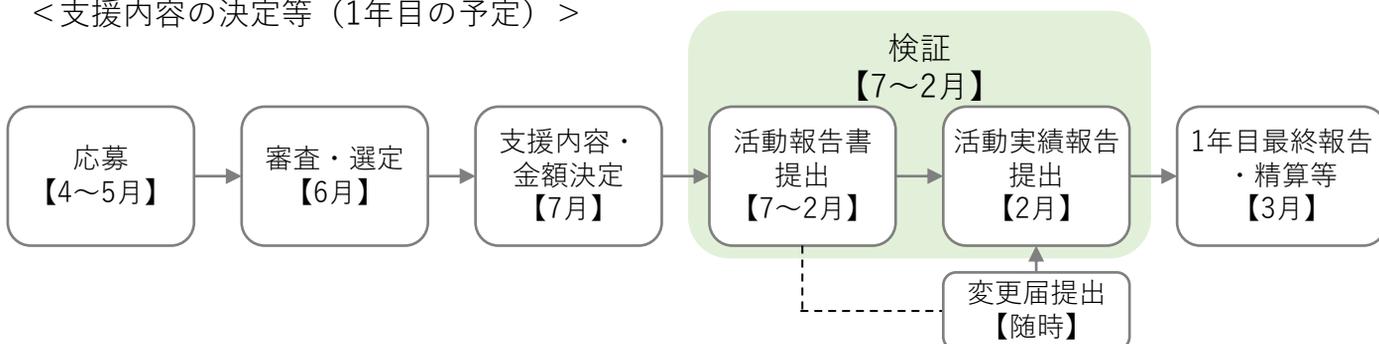
代表事業者は、下記応募書類を提出期限までに事務局（「問い合わせ先」記載のメールアドレス）まで送付してください。事務局より、受付完了メールを当日中に返信しますので、ご確認ください。なお、代表事業者当たり応募は1件までとします。

※メールに応募書類を添付できない場合は、ファイル共有ツールのダウンロード先リンクを事務局までお送りください。

### < 応募書類 >

No	資料名	記載事項	提出期限
様式1	エントリーシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表事業者名、所在地、連絡先等を記載</li> <li>はんこレスの観点から押印は不要とするが、提出はプロジェクトチーム及び代表事業者での意思決定を踏まえたものであること</li> </ul>	5/23(金) 12時
様式2	申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件名（プロジェクト名称）、代表事業者名、参加事業者名等を記載</li> <li>本事業が支援する先として適切かの確認事項についての回答</li> <li>該当する重点テーマ、希望する2カ年のハンズオン支援内容（①～⑤から選択）を記載</li> </ul>	6/2(月) 12時
様式3	提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「様式5：提案書記載事項一覧」を参照の上、プロジェクトの概要、ビジネスモデル、検証内容、体制・スケジュール等を記載</li> <li>パワーポイント形式、フォントサイズ12pt以上、スライド形式指定あり（「参考資料」は自由様式とし、上限3枚までとする。）</li> </ul>	6/2(月) 12時
様式4	経費算出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望する対象費目（事業費、委託・外注費）、金額等を記載</li> <li>2カ年の計画について記載</li> </ul>	6/2(月) 12時
様式5	提案書記載事項一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案書において、提案書記載事項に該当する内容が記載されているページ番号</li> </ul>	6/2(月) 12時
参考資料	登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表事業者の令和7年6月末時点で発行後3か月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を取得し提出</li> </ul>	6/2(月) 12時

### < 支援内容の決定等（1年目の予定） >



- 事務局は、年度ごとに応募書類に基づき審査を行い、ハンズオン支援内容及び支援対象費目・金額を決定します。決定以前に発生した経費（生産・購入等を実施したもの）は支援対象外となります。
- 代表事業者は、支援期間中の活動状況・費用の使用状況について、事務局が別途指定する「活動報告書」を定期的に提出すること（提出頻度は選定後に決定）。
- 事務局は、毎年度2月末に提出された「活動実績報告」の検収後に、最終的な支払額を決定し、代表事業者に支払を行います。
- 支援内容等決定後にやむを得ず取組内容の変更、遅延、中止等が発生する場合、事務局との協議により支援内容や支援対象費目・金額の変更を行います。その際、代表事業者は「変更届」（後日様式を配布）を提出すること。なお、必ずしも変更が認められるとは限りません。

## 7 審査・選定方法

### (1) 審査基準

以下の基準を満たすか否かを審査の観点とします。

詳細な審査基準については、「様式5：提案書記載事項一覧」を参照してください。

- ・ 事業趣旨との合目的性
- ・ 新規性・独自性
- ・ 市場性
- ・ 検証の有効性
- ・ 実現可能性

### (2) 書面審査

提出された書類に基づき、事務局にて書面審査を行います。

提案が「2 プロジェクトの要件」「3 応募資格」に合致しているか審査を行い、要件を満たしていない場合、この時点で審査を終了します。また、審査の過程で、事務局から応募内容に関して追加の説明や資料の提出を求めることがあります。

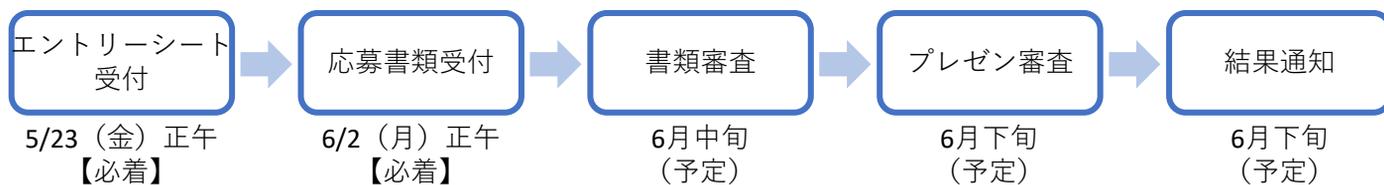
### (3) プレゼン審査

書面審査を通過した提案について、6月下旬を目途に口頭プレゼンテーションと質疑応答を実施します。

### (4) 選定結果通知

6月下旬を目途に応募者に通知します。なお、選考過程は公表しません。また、審査結果についての異議申立は受け付けません。

### <応募～選定の流れ>



## 8 説明会

本募集要項に関する説明会を実施します。

回数	日程	時間	開催方法
第1回	令和7年4月22日 (火)	11:00~12:00	オンライン開催 (Zoom)
第2回	令和7年5月9日 (金)	10:00~11:00	
第3回	令和7年5月16日 (金)	14:00~15:00	

申込方法：開催前日12時までにご希望の参加日程及び当日の参加者を以下より連絡ください

<https://forms.office.com/e/GxwAnwX7CJ>

質問事項：説明会当日の席上、または説明会后メールにて受け付けます。

受け付けた質問事項のうち、特定の参加者に関しない一般的な内容に対する回答は、全ての参加者に対して提示します。

※説明会の内容はどちらの回も同じです。応募にあたって説明会への出席は必須ではありませんが、可能な限りご参加ください。

## (1)応募に際して

- 応募者である代表事業者は、応募時に入力する個人情報については以下を承諾するものとします。
  - ① 応募時に入力する個人情報は、本事業の範囲内でのみ利用すること
  - ② 応募様式の提出をもって、入力した個人情報が上記の利用目的の範囲内で、審査員（外部有識者含む）に提供されることに同意したものとみなされること
- 企画提案及び応募書類作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。

## (2)プロジェクト選定後

- プロジェクトは関係法令等を遵守し、選定されたプロジェクトチームの責任で実施すること。
- プロジェクトの実施に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、プロジェクトチームがその費用を負担すること。また、法的な確認等が取れない場合、選定見送りとなることがあります。
- 本事業で発生した知的財産権等は、プロジェクトチームに帰属します。
- プロジェクトチームが正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、支援の全部又は一部を取消し、支払った費用支援の全部又は一部に相当する額を返還していただきます。
  - ①申請内容に虚偽があったとき
  - ②プロジェクトを実施せず、又は実施する意志が認められないとき
  - ③プロジェクトを中止したとき又は完了する見込みがないと認められるとき
  - ④費用を事業の目的以外に使用したとき
  - ⑤活動実績報告書を指定の期日までに提出しないとき

## (3)選定後の責務

- 事務局との定期的なミーティング（隔週に1回程度）を実施し、進捗状況や課題等についての共有・協議の場を設け、支援を受けること。
- リーディングプロジェクトに参加する事業者等は、多摩イノベーションコミュニティ（※）への参画を原則とし、支援終了後も含め、プロジェクト成果の発信等コミュニティへの積極的な関与を行うこと。
- リーディングプロジェクトに参加する事業者等は、たま未来・産業フェアへの出展や、事務局が行う本事業のイベント・WEBサイト等での情報発信や各種調査等に協力すること。

※多摩地域でのイノベーション創出に関心を持つ事業者等の交流・相互連携を目的とするコミュニティ。コミュニティでは、事業者等による交流・連携の活性化やビジネスアイデア・新たなプロジェクトの創出を目指したワークショップ等の活動を実施しています。

## 10 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは、以下にて受け付けます。

「多摩イノベーションエコシステム促進事業」事務局  
デロイトトーマツ リスクアドバイザー合同会社 G&PS  
(「令和7年多摩イノベーションエコシステム促進事業に係る業務の企画・運営委託」受託者)

担当者 : 岡田、小坂、赤澤  
住所 : 〒100-8360 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング  
メールアドレス : [tama\\_innovation\\_ecosystem@tohmatu.co.jp](mailto:tama_innovation_ecosystem@tohmatu.co.jp)  
電話番号 : 03-6213-1251